

## ものづくりの魅力を発信する体験什器等製作業務委託仕様書

### (1) 委託業務名

ものづくりの魅力を発信する体験什器等製作業務委託

### (2) 業務目的

県では、多くの県民や事業者、加えて社会科見学等授業の一環で多くの小学生が来場する佐賀県庁新館1階県民ホールに「SAGA MAKERS LIBRARY」と称した展示コーナー(以下同コーナーという。)を設置し、佐賀が世界に誇る「ものづくり」の技術、製品及び企業の魅力をPRしてきた。しかし、同コーナーは企業の紹介や商品展示が主体の静的な展示となっており、閲覧者が触ったり動いたりすることで動的に楽しめる展示が無い状況である。

また、これまで県で制作したものづくりの魅力を発信するコンテンツをまとめたウェブサイト「ものさが(<https://monosaga.jp/>)」(以下同サイトという。)を令和5年度に制作したが、県民に対し同サイトを通じたものづくりの魅力発信を十分に行えているとは言い難い。

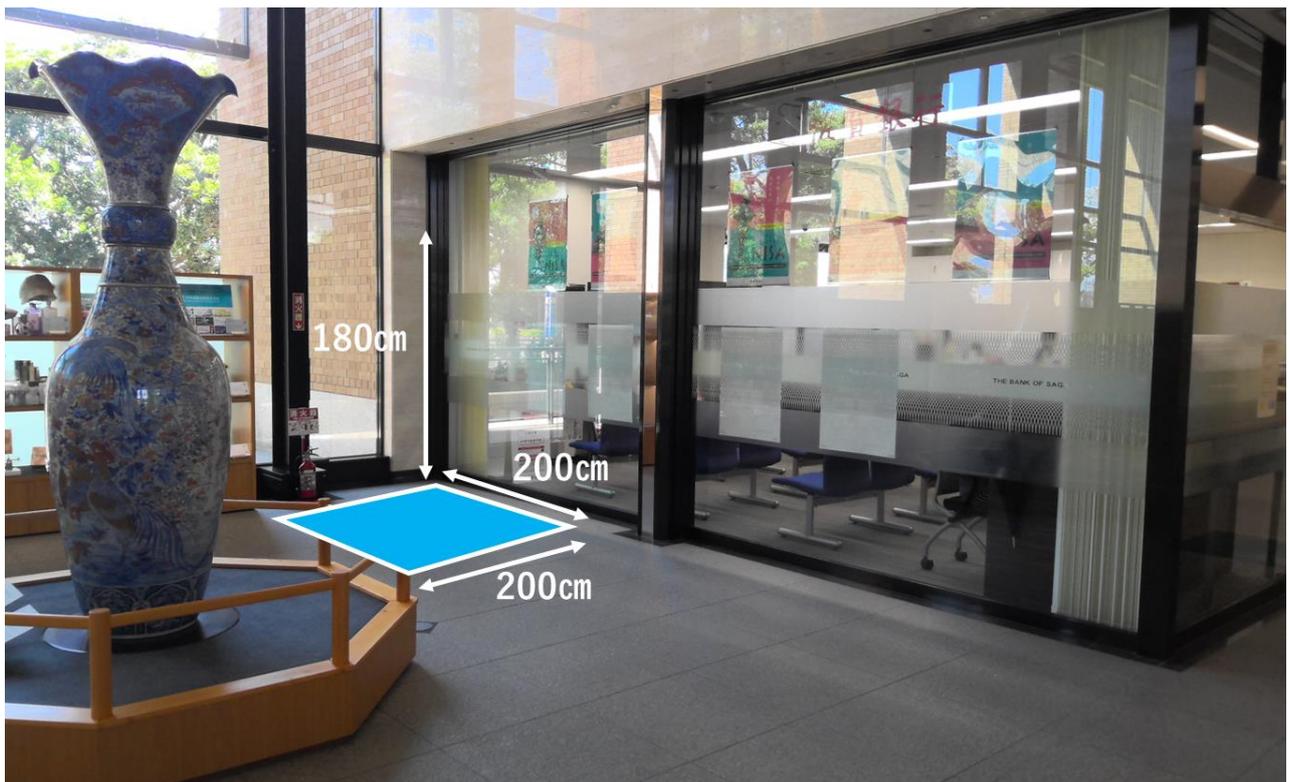
本事業では、同コーナーにおいて、同サイトのコンテンツを動的に楽しめる体験什器等を製作し、広く県民に対しものづくりの魅力を伝えるとともに、県内ものづくり企業の認知度向上を図る。

### (3) 業務内容

同サイトのコンテンツを動的に楽しめる体験什器等を製作し、同コーナーに設置すること。なお、製作の条件等は下記のとおり。

#### ① 設置場所

佐賀県庁新館1階南西の下図に示す幅200cm×奥行200cm×高さ180cmのスペースに設置すること。体験什器等は持ち運びできるとなお良い。



## ②体験什器等の条件

- ・小学4年生以上が理解できる程度の操作難易度とすること。
- ・今後、体験什器等で閲覧できるコンテンツを追加することも想定されるため、コンテンツ追加や改変が容易であること。

## (4)提案事項

本仕様書を踏まえ、下記項目について提案すること。

- ①体験什器等案
- ②操作方法
- ③活用方法
- ④製作スケジュール案
- ⑤実施体制及び要員
- ⑥製作実績(過去制作した体験什器等の製作実績が分かる資料)

## (5)委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

## (6)支払い方法

前金払い・完了払い

## (7)成果報告

業務完了報告書を、令和7年3月31日(月)までに佐賀県に提出すること。

## (8)留意事項

- ①本仕様書に定めていない事項については、県と協議するものとする。
- ②県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しない。
- ③本仕様書は、本事業の基本的な業務内容等を示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本委託業務を遂行するために必要な事項は実施するとともに、作業従事者に周知徹底し、業務遂行に当たらなければならない。
- ④業務の遂行に当たり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。
- ⑤受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。